（卸売業者による事業報告書の作成等）

第七条　法第四条第五項第五号の表の六の項㈡の事業報告書は、事業年度ごとに、別記様式第二号により作成し、当該事業年度経過後九十日以内に、開設者に提出しなければならない。

2　法第四条第五項第五号の表の六の項㈡の規定による閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。

3　法第四条第五項第五号の表の六の項㈡の農林水産省令で定める財務に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書とする。

4　法第四条第五項第五号の表の六の項㈡の農林水産省令で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

一　当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

二　安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

三　同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第八条　法第四条第五項第五号の表の七の項の規定による公表は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、それぞれ開設者が定める時までに、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

一　その日の主要な品目の卸売予定数量

二　その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

三　その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（法第四条第五項第五号の表の四の項の規定並びに第五条第四号及び第六号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）

（卸売業務の許可申請書の添付書類）

第七条　法第十六条第三項の農林水産省令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一　定款

二　登記事項証明書

三　役員の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面

四　株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

五　別記様式第一号の例により作成した最近二年間における事業報告書

六　当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書

七　申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。）を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至つた理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書

イ　申請者がその法人の総株主等の議決権の二分の一以上に相当する議決権を有する関係

ロ　申請者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係

ハ　申請者がその法人の総株主等の議決権の百分の十以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係（ロに掲げるものを除く。）

八　申請者が法第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

九　申請者が法第十七条第二項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面

十　申請の日前三十日以内の日現在において別記様式第二号の例により作成した純資産額調書

（純資産額の計算方法）

第八条　法第十七条第三項の規定により純資産額を計算する場合には、第一号に掲げる資産の額の合計額から第二号に掲げる負債の額の合計額を控除するものとする。

一　資産

(1)　現金

(2)　預金（支払期日が一年内に到来しない定期預金を除く。）

(3)　売掛金

(4)　受取手形

(5)　有価証券（親会社株式、投資有価証券及び子会社株式を除く。）

(6)　親会社株式